## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

沼津市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

沼津市長

#### 公表日

令和7年3月17日

[令和6年10月 様式2]

#### I 関連情報

」	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、対象者の資格管理、現況届受付、支払管理、統計処理等を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①児童手当の受給者情報の確認 ②認定請求・額改定届等各種届出の受付・審査 ③現況届の受付・審査 ④支払管理の確認 ⑤統計処理の確認
③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル:	名
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表の81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第44条
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 (情報提供の根拠) ・42、125、141、161の項 (情報照会の根拠) ・106、107の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	こども未来創造課
②所属長の役職名	こども未来創造課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	〒410-8601 沼津市御幸町16-1 沼津市役所 総務課 電話055-934-4712

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	連絡先〒410-8601 沼津市御幸町16-1 沼津市役所 こども未来創造課 電話055-934-4827						
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した							
適用した理由							

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年3月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和	7年3月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

# Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の程	類				
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書 施機関については	] 、それぞれ重点項	[目評価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書	書及び重点 書及び全項	目評価書
○ 計ウ畑 L 棟切の1 エ/#	*************************************		深いよう エナ込			
2. 特定個人情報の入手(†	育報促供イツトン	ノークシステムを	通しに入手を除り	· · /		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分	かである	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ +%	<b>♪である</b>	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	-	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ +%	<b>♪である</b>	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[ O ]委	託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供	共ネットワークシス	テムを通じた提供	を除く。)	[ 〇 ]提	供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接續	読しない(入手)	[ ]接	続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ +%	<b>)</b> である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ +%	↑である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	登録や副本登録の際には、 又は住所を含む3情報によっ 情報の取扱いに関して手作 おり、人為的ミスが発生する	本人からのマる照会を行うこ業が介在するらりスクへの対策 番号及び本人性る申請書等(U				

9. 監査	
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>
判断の根拠	児童手当システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月19日	Ⅳリスク対策	旧様式により項目なし	新様式によりリスク管理項目の追加	事後	
平成31年4月19日	評価実施機関における担当部署 (所属長の役職)	山田 秀一	こども家庭課長	事後	様式改正による
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値判断再実施による
令和3年9月1日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二	事後	番号利用法改正による
令和6年5月10日	評価実施機関における担当部署 ①部署②所属長の役職名	①こども家庭課 ②こども家庭課長	①こども未来創造課 ②こども未来創造課長	事後	
令和6年5月10日		こども家庭課	こども未来創造課	事後	
令和6年5月10日	しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年3月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和6年4月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	
	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの 対策は十分か	旧様式により項目なし	十分である	事後	
	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	旧様式により項目なし	権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対 策	事後	
	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)・第9条第1項 別表の81の項番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令・第44条	事後	
	I 関連情報 3情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)・26、30、87の項(別表第二における情報照会の根拠)・74、75の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二における情報提供の根拠)・第19条、第44条(別表第二における情報照会の根拠)・第40条	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(情報提供の根拠)・42、125、141、161の項(情報照会の根拠)・106、107の項	事後	